

災害救援型自動販売機設置 行政財産目的外使用者 募集案内書

申込期間：令和7年8月25日（月）～令和7年9月10日（水）

入札書提出期間：令和7年9月10日（水）～令和7年9月18日（木）

申し込みされる方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、ご応募ください。

横須賀市都市部市営住宅課

電話：046-822-8415

目次

1	設置場所一覧	3
2	申込資格	3
3	主な許可条件	5
4	参加申込	8
5	入札必要書類の交付	10
6	設置場所の現地確認	10
7	入札書について	11
8	入札及び開札の日時・場所	13
9	結果の開示	13
10	採用	13
11	協定の締結及び行政財産目的外使用許可申請書の提出	14
12	使用料の支払方法	14
13	使用の開始	14
14	その他	14
15	質疑の受付	15

1 設置場所一覧

- (1) 別紙「物件調書」を参照してください。
- (2) リストにある住宅全体での入札となるので、個別の入札はできません。

2 申込資格

次に掲げる要件をすべて満たす方が本件募集に申込みすることができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項第1号から第6号のいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて

一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(契約の履行の確保)

第二百三十四条の二 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2号から第5号までに該当しない者。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

(5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するものをいう。

※ これに該当するか確認のため(法人については役員等も含む)、本市が警察その他関係機関に対して照会を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

(4) 飲料水の自動販売機設置業務について2年以上の実績を有する者。

※ これを証する書類として、「4 参加申込(1)参加申込方法」①の提出書類キを提出していただきます。

※ この案内書中および物件調書の飲料水とは、酒税法第2条で定める酒類又はその類似品を除いた飲料を意味します。

3 主な許可条件

(1) 最低使用料金

- ① 1箇所につき月額5,000円(消費税別)になります。
- ② 建物の使用許可においては、消費税及び地方消費税(以下両方をあわせて「消費税」という。)は外税となりますのでご注意ください。(以下、使用料)
- ③ 最低使用料金を下回る入札書提出は無効とします。

(2) 許可形態に関する条件

- ① 自動販売機の設置は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき自動販売機を設置する場所を行政財産目的外使用許可する方法で行います。

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

- ② 入札により採用した事業者と自動販売機に関する協定書を締結した上で、毎年度、事業者が行政財産目的外使用許可申請をし、横須賀市が使用許可する方法とな

ります。

③ 災害等で停電になった際にも人的操作で自動販売機内の商品を搬出できる災害救援型の自動販売機を設置してください。

④ 許可物件を災害救援型販売機の設置以外の用に供した場合は、違約金を徴収し、許可を取消させていただくことがあります。

(3) 協定の期間は、令和7年11月1日から令和12年10月31日とします。

(4) 行政財産目的外使用料

① 災害救援型自動販売機の設置場所の行政財産目的外使用料は、入札により採用した額です。

② 支払は市営住宅課から年度当初に発行する納付書により、納付書記載の納期限までに年度分一括して納付をお願いします。

③ 売上に応じた手数料の徴収はありません。

(5) 設置場所

① 別紙「物件調書」に記載の設置場所に設置してください。なお、自治会調整が必要な貸付場所については各市営住宅自治会と事業者で調整のうえ設置場所を決めてください。自治会との調整には市営住宅課職員が立ち会います。

② 池上ハイム、平作ハイム、久里浜ハイムにはコインパーキング事業者が設置した自動販売機があります。予めご了承ください。

③ 災害救援型自動販売機や電柱からの引込ポール等の設置及びフェンス、植栽等の移設、撤去に要する工事費、移設費等の費用はすべて設置事業者の負担とします。

④ 設置事業者は、年度ごとに、設置した各自動販売機の4月1日から翌年3月31日までの年間売上数および売上額を集計の上すみやかに市に報告してください。(令和7年度は設置期間分、令和12年度は7か月分)

なお、この売上数については公開することがあります。

(6) 設置自動販売機に関する条件

① 設置許可場所に設置する自動販売機は飲料水の自動販売機とします。

② 災害救援型自動販売機本体の設置面積は、1.50㎡以内とします。

③ 販売する飲料水の種類・容量・一本あたりの販売単価については、市場から逸脱しない範囲であれば指定しません。

④ 新・旧500円硬貨および新・旧1,000円紙幣を使用できる自動販売機を設置してください。

⑤ エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施した自動販売機を設置してください。

⑥ 日本工業規格「自動販売機の据付基準(JIS B8562)」や耐震化技術研究会策定の

「自動販売機据付基準」などの基準を遵守し、転倒防止措置等安全対策を行ってください。

⑦ 災害等で停電になった際にも人的操作で自動販売機内の商品が無償で搬出することが可能な自動販売機を設置してください。

⑧ 光熱費は事業者の負担となります。

ア 各設置事業者において計量機器（子メーター）を設置し、それによる実費を各市営住宅の電力契約者が指定する納期限までに支払いを行ってください。

イ 電柱からの引込ポール等を設置して電力会社等と直接契約を締結した場合の支払いはこの限りではありません。

(7) 維持管理に関する条件

① 防犯措置、金銭管理などの自動販売機の維持管理は、設置事業者の責任において行ってください。

② 販売する商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫管理を適切に行ってください。

③ 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。市営住宅課、指定管理者及び利用者から要望があった場合には、速やかに回収してください。

④ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要項」に基づき、自動販売機に管理者及び連絡先を明記し、故障や問い合わせについて設置事業者の責任において対応してください。

⑤ 自動販売機に対する苦情は、設置事業者の責任において対応をしてください。

(8) 違約金

① 設置事業者が協定上の義務に違反した場合の違約金は、使用料の年額に、設置年数を乗じた金額の100分の10（円未満切捨）に相当する額となります。

② この違約金は、借受人がその協定上の義務を履行しないため、本市に損害を与えた場合に本市に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとなります。

(9) 協定期間満了時または使用許可が取消された場合は、速やかに原状回復してください。

4 参加申込

(1) この公募に参加するためには、事前に申込みが必要です。

① 次の期間・場所で受付をしてください。

<p>■受付期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月10日（水） （土曜日、日曜日、祝日を除く） 午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）</p> <p>■受付場所：横須賀市小川町11番地 横須賀市 都市部 市営住宅課（市役所本庁舎 分館3階）</p>
--

② 電子メール、郵送、電話、ファクシミリによる申込みはできません。

(2) 必要書類

① (様式1) 「災害救援型自動販売機設置行政財産目的外使用者募集参加申込書(兼受付書)」に必要事項を記入・押印のうえ、次の書類を添えてお申込みください。

応募資格申立書	様式2
ア 会社概要	①様式3 ②法人の場合のみ
イ 役員名簿	①様式4 ②法人の場合のみ
ウ 印鑑登録証明書	①個人による申込みの場合 ②発行日から3箇月以内のもの
エ 住民票の写し	①個人による申込みの場合 ②発行日から3箇月以内のもの
オ 印鑑証明書	①法人による申込みの場合 ②発行日から3箇月以内のもの
カ 商業・法人登記記録の全部事項証明書(現在事項証明書)	①法人による申込みの場合 ②発行日から3箇月以内のもの
キ 申込受付開始日(令和7年 月 日)から過去2年間にわたり継続して自動販売機設置事業を行ったことを証明する書類	①横須賀市、国又は他の地方公共団体で、行政財産目的外使用許可を受けていた場合や自動販売機設置場所の貸付契約を行っていた場合は、許可書の写しや契約書の写しでこの証明とすることができるものとします。 ②法人の合併等をした場合は、それ以前の契約書等もこの書類に該当し、

	<p>その場合には合併等の経過が分かる書類も併せて提出してください。</p> <p>③本市が実施した自動販売機設置場所の一般競争入札等により賃貸借契約又は協定を締結して、当該場所で現在自動販売機を設置運営している事業者は、この書類を省略することができます。</p>
ク 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類	自動販売機のカatalogなどでかまいません。

- ② 提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。
- ③ 日付に余裕を持って申込みをお願いします。
- ④ 提出書類はお返しいたしません。

(3) 参加申込受付場所のご案内

横須賀市小川町11番地

横須賀市役所本庁舎 分館3階 都市部市営住宅課

電話 046-822-4000 内線2589

*事前のお問い合わせは、046-822-8415（市営住宅課直通）までお願いいたします。



5 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市より入札に必要な次の書類等を交付します。

交付は、原則として参加申込受付日当日に行いますが、後日郵送により行う場合もあります。

- ① 「令和7年度災害救援型自動販売機設置行政財産目的外使用者募集受付書」
- ② 入札書提出用封筒

6 設置場所の現地確認

(1) 現地見学会は開催いたしませんので、設置場所については各自確認をお願いします。

(2) 収納庫及び自動販売機の扉の開閉スペースや屋根の高さ等、設置機種が大きさが限られる場合がありますので、ご注意ください。

(3) 設置場所を見学される場合は、事前に市営住宅課に見学の連絡と承認を得てから

行ってください。

- (4) 現地確認する際は、入居者や近隣住民の方の迷惑にならないようご配慮をお願いします。
- (5) 自動車で現地を訪れる際は、ダッシュボード等外から見える場所に会社名、担当者名、連絡電話番号を置いてください。

7 入札書について

(1) 入札書の提出

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受け付けます。

① 入札期間

令和7年9月10日（水）から令和7年9月18日（木）まで【必着】

【注意事項】

- 1. 入札書等の必要書類を必ず簡易書留により横須賀郵便局留で郵送してください。
- 2. 本市への直接持ち込みは受け付けません。
- 3. この期間に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。
- 4. 入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えしません。

② 提出書類

（様式5-1）「入札書」及び（様式5-2）「内訳書」（入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの）。

【注】書式及び封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

③ 送付先

〒238-8799 横須賀郵便局留 横須賀市役所都市部市営住宅課行

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

(2) 入札書の引換え等の禁止

入札者は、その事由のいかんにかかわらず、一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、いずれも無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。）の入札
- ② 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札

- ③ 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ④ 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑥ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑦ 最低貸付価格を下回る金額による入札
- ⑧ 封かんがされていない又は所定の箇所に押印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑨ 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- ⑩ 入札に関し不正行為をした者の入札
- ⑪ 入札金額と入札内訳書の合計金額が一致しない入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 提出書類の作成要領

- ① (様式5-1)「入札書」及び(様式5-2)「内訳書」

入札金額（税抜き月額）及び必要事項を記入してください。

【注】入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名）を記入し、登録印で押印してください。

【注】金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。

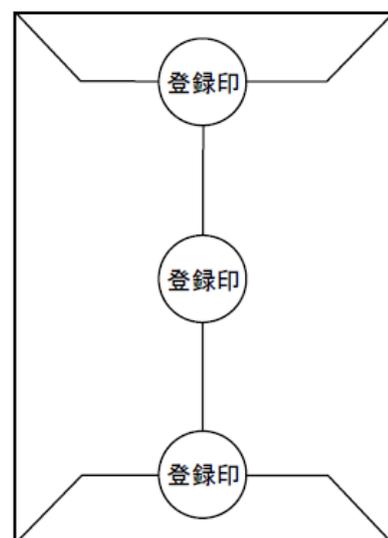
- ② 入札書提出用封筒

ア 入札書提出用封筒には入札書と入札額内訳書のみを入れて封かんし、封印をしてください。糊付けによる封かんがされていないものは無効です。

イ 封印には、入札書に押印したものと同一登録印を使用し、封筒の継ぎ目3か所に押印してください。封印の無いものは無効です。

ウ 必ず簡易書留で確実に上記送付先まで郵送してください。到着が確認できない入札は無効です。

<入札書提出用封筒・裏面>



8 入札及び開札の日時・場所

日 時	場 所
令和7年9月19日（金）14時	横須賀市役所分館3階 都市部会議室 (横須賀市小川町11番地)

(1) 受付は、開札時刻の30分前から行います。

(2) 入札関係者は、各社1名まで開札に立会うことができます。(立会は任意)

なお、開札会場への入場には、令和7年度災害救援型自動販売機設置行財産目的外使用者募集受付書(受付時に交付したもの)が必要となりますので、必ずご持参ください。立会の受付は、当日の13時30分から行います。

【注】入札関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

9 結果の開示

(1) 入札書開示方法

開示は、会場において直ちに入札関係者の面前で行います。

(2) 入札書の開示結果の通知

開示の結果、採用者があるときはその者の氏名(法人の場合はその名称)及び金額を、採用者がいないときはその旨を開示に立会った申込者に知らせます。

(3) 開示結果の公表

- ① 開示の結果については、応募者数、採用金額及び採用者名を横須賀市市営住宅課ホームページで公表いたします。
- ② 採用者以外の方の入札金額や公募に参加された方の名について、照会があれば回答する場合があります。
- ③ これら結果の公表に同意いただけない方は、公募に参加をすることができません。

10 採用

(1) 有効な公募により最低使用料金以上でかつ最高額の入札額を提示した方を採用者として決定します。

(2) 採用者となるべき使用料の入札書提出をした方が二者以上あるときは、直ちに、くじによって採用者を決定します。

この場合においてくじを引かない者があるときは、これに代えて当該公募に関係ない本市職員にくじを引かせます。

11 協定の締結及び行政財産目的外使用許可申請書の提出

(1) 採用者は、令和7年9月30日(火)までに、別紙「協定書」により協定を締結してください。

(2) 協定書締結後は速やかに行政財産目的外使用許可申請書を提出してください。

(3) 採用者が、期限までに協定を締結しない場合には、決定は効力を失い、使用料の年額に設置予定年数を乗じた額の100分の5(円未満切捨)に相当する額を損害金として市に納付してください。

また、今後3年間、横須賀市の一般競争入札等に参加できなくなることがあります。

(4) 協定の締結および履行に関する費用については、採用者の負担となります。

(5) また、使用料の納入通知書送付先が協定書の所在・住所と異なる場合は、(様式6)「納入通知書送付先連絡票」を提出して下さい。

12 使用料の支払方法

使用料は、市営住宅課より送付する納付書により納付してください。

13 使用の開始

(1) 令和7年11月1日(土)より行政財産目的外使用許可が開始になります。

(2) 許可開始後、速やかに指定の場所に自動販売機を設置し、運営を開始してください。

(3) 搬入可能な日時、搬入口については、市営住宅課と十分に打ち合わせを行ってください。

14 その他

(1) 協定期間中に会社の名称変更、合併などがあつた場合も、協定内容を引継ぐものとして扱います。

(2) この説明書に定めのない事項については、本市公有財産規則その他関係法令の定めるところによります。

15 質疑の受付

この説明書に関する質疑は、添付の（様式7）「質疑書」により受け付けます。質疑書を提出できる者は申込者に限り、提出方法については、FAX若しくはEメールでお願いいたします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。回答は、質問者に対してのみEメールでいたします。

質疑書受付期間	令和7年8月25日（月）から9月1日（月）まで
提出先	横須賀市 都市部 市営住宅課 担当 諸橋 FAX：046-822-8537 E-Mail：ho-ci@city.yokosuka.kanagawa.jp 電話：046-822-8415（直通）